

開成町請負工事成績評定採点基準

(目的)

- 1 この基準は、開成町請負工事成績評定要領第4条第1項に基づき、工事成績評定の採点に関し必要な事項を定める。

(評定の方法)

- 2 評定者は、別添「工事成績採点の考査項目別運用表（以下、運用表という。）」により行うものとする。なお、1件の契約で土木工事、建築工事等、2種以上からなる工事については、主たる工事で行うこととする。

(評定の内容)

- 3 各評定者は、次のことについて、運用表により行うこととする。
 - (1) 監督員は、「施工体制」、「施工状況」、「出来形及び出来ばえ」及び「創意工夫」とする。ただし、「創意工夫」については、担当課長と協議のうえ評定することとする。
 - (2) 担当課長は、「施工状況」、「工事特性」、「社会性等」及び「法令遵守等」とする。なお、本考査項目は、当該工事完了後において該当する事実が生じた場合にも評価の対象とすることができる。
 - (3) 検査員は、「施工状況」及び「出来形及び出来ばえ」とする。

(評定点の算定方法)

- 4 評定点の算定は、次のとおりとする。
 - (1) 各評定者が、考査項目の細別ごとに加減点を算出し、その合計を標準点65点に加えたものを評定者の評定点とする。
 - (2) 当該工事の評定点合計は、「法令遵守等」を除いた各評定者の評定点に、工事成績採点表に示す各評定者の配分率を乗じて求めた点数から、「法令遵守等」の評点を減じた点数とし、小数第一位四捨五入により整数で表示するものとする。

(総合評価のランク)

- 5 工事成績評定点のランクは次のとおりとする。

ランク	評定点合計	内容
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上 80点未満	標準的な工事の中で優秀なもの
C	65点以上 75点未満	標準的な工事
D	55点以上 65点未満	今後改善すべき事項がある工事
E	50点以上 55点未満	改善すべき事項が多い工事
F	50点未満	改善すべき事項が著しく多い工事

附 則

この基準は、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、平成26年9月1日より適用する。

○「工事成績採点の考査項目運用表」一覧表
【土木工事】

成績評定要領第1号様式 考査項目		監督員（別紙-1）	担当課長（別紙-2）	検査員（別紙-3）
1. 施工体制	I 施工体制一般	①（土木工事共通）	—	—
	II 配置技術者		—	—
2. 施工状況	I 施工管理	②（土木工事共通）	—	①（土木工事共通）
	II 工程管理		①（土木工事共通）	—
	III 安全対策	③（土木工事共通）		—
	IV 対外関係		—	—
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	④（土木工事） （機械設備工事） ⑤（電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事） （水道施設工事）	—	②（土木工事） （機械設備工事） ③（電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事） （水道施設工事）
	II 品質	⑥（土木工事） （機械設備工事） ⑦（電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事） （水道施設工事） ⑧（維持・修繕工事）	—	④（コンクリート構造物工事） ⑤（土工事（切土・盛土・堤防等工事）） ⑥（護岸・根固・水制工事） ⑦（鋼橋工事） ⑧⑨（砂防構造物工事及び地すべり防止工事） ⑩⑪（舗装工事） ⑫⑬（法面工事） ⑭（基礎工事及び地盤改良工事） ⑮（海岸工事） ⑯（コンクリート橋上部工事） ⑰（塗装工事） ⑱（トンネル工事） ⑲（植栽工事） ⑳（防護柵（網）・標識・区画線等設置工事） ㉑（電線共同溝工事） ㉒（機械設備工事） ㉓（電気設備工事） ㉔（維持・修繕工事） ㉕（通信設備工事・受変電設備工事） ㉖（水道設備工事） ㉗（総合工種） ㉘（仮設工） ㉙（石積工事・ブロック積み工事） ㉚（浚渫工事） ㉛（橋梁補強工事） ㉜（公園工事） ㉝（管渠工事）
	III 出来ばえ	—	—	—
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	—	②（土木工事共通）	—
5. 創意工夫	I 創意工夫と熱意・努力	⑧（土木工事共通）	—	—
6. 社会性等	I 地域への貢献等	—	③（土木工事共通）	—
7. 法令等の遵守		—	④（土木工事共通）	—

* 別紙4（記入方法及び留意事項）

○「工事成績採点の考査項目運用表」一覧表
【公共建築工事】

成績評定要領第1号様式 考査項目		監督員（別紙-5）	担当課長（別紙-6）	検査員（別紙-7）
1. 施工体制	I 施工体制一般	1（公共建築工事共通）	—	—
	II 配置技術者	2（公共建築工事共通）	—	—
2. 施工状況	I 施工管理	3（公共建築工事共通）	—	1（公共建築工事共通）
	II 工程管理	4（公共建築工事共通）	1（公共建築工事共通）	—
	III 安全対策	5（公共建築工事共通）		—
	IV 対外関係	6（公共建築工事共通）	—	—
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	7（公共建築工事共通）	—	2（公共建築工事共通）
	II 品質	8（建築工事） 9（電気設備工事 受変電設備工事） 10（暖冷房衛生設備工事 ・機械設備工事）	—	3（建築工事） 4（電気設備工事 受変電設備工事） 5（暖冷房衛生設備工事 ・機械設備工事）
	III 出来ばえ	—	—	6（建築工事） 7（電気設備工事 受変電設備工事） 8（暖冷房衛生設備工事 ・機械設備工事）
4. 工事特性	I 施工条件等への 対応	—	2・3・4 （公共建築工事共通）	—
5. 創意工夫	I 創意工夫と熱意・ 努力	11・12 （公共建築工事共通）	—	—
6. 社会性等	I 地域への貢献等	—	1（公共建築工事共通）	—
7. 法令等の 遵守		—	5（公共建築工事共通）	—